

# — 守って! 電波のルール —

6月1日から10日までは電波利用保護旬間です

ルールを守らない不法な無線局は、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害するだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。不法に開設された無線局を開設したり運用したりすると、電波法違反で罰せられます。一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

●問い合わせ先／九州総合通信局 <http://www.kbt.go.jp/>

- 不法無線局、混信・妨害 ☎096-368-8656
- 受信障害（テレビ・ラジオ） ☎096-326-7873
- 電波利用料 ☎096-326-7805
- その他の行政相談 ☎096-326-7819



☆電波のことなら九州総合通信局へ

## 居宅・通所サービスなどの利用者負担が軽減されます

（障害者自立支援法の見直しに向けた緊急措置）

平成20年7月より、障がい福祉サービスをご利用の方で、居宅・通所サービスをご利用された場合、または障がい児が居宅・通所・入所サービスのいずれかを利用した場合、所得区分に応じて利用負担の上限額が軽減される場合があります。

いずれも平成20年7月より実施されます。

### ◎居宅・通所サービスの利用者負担の軽減

所得区分	平成20年6月まで	平成20年7月から
低所得1	3,750円	1,500円
低所得2	○居宅サービス 6,150円 ○通所サービスのみ 3,750円 (短期入所を併用する場合を含む)	○居宅サービス 3,000円 ○通所サービスのみ 1,500円 (短期入所を併用する場合を含む)

### ◎障がい児への利用者負担の軽減（居宅・通所サービス利用時）

所得区分	平成20年6月まで	平成20年7月から
低所得1	3,750円	1,500円
低所得2	○居宅サービス 6,150円 ○通所サービスのみ 3,750円 ※短期入所を併用する場合を含む	○居宅サービス 3,000円 ○通所サービスのみ 1,500円 ※短期入所を併用する場合を含む
一般※	9,300円	4,600円

### ◎障がい児への利用者負担の軽減（入所サービス利用時）

所得区分	平成20年6月まで	平成20年7月から
低所得1	7,500円	3,500円
低所得2	12,300円	6,000円
一般※	18,600円	9,300円

※ただし、所得によっては適用されない場合があります。

●問い合わせ先／福祉事務所障がい者支援班 ☎82-9519